

「寡婦（寡夫）控除」について

○所得税の額は、課税標準から所得控除をした後の「課税所得金額」に税率を乗じて計算される。

○所得税額の計算上、総所得金額等から差し引かれる各種の所得控除は、14種類である。これらの控除を総称して「所得控除」という（法72～86）。

○「寡婦（寡夫）控除」は、そのうちの1つであり、納税者の個人的事情に適合した応能負担の実現を図るなどの目的で設けられている。

※法令及び通達の略語は、次による。

法 = 所得税法（昭和40年3月31日法律第33号、令 = 所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）、

基通 = 所得税基本通達（昭和45年7月1日直審（所）30号（例規））、措法 = 租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）

（1）寡婦（寡夫）控除

居住者が、寡婦又は寡夫である場合に控除される（法81）。

（2）寡婦（寡夫）

寡婦又は寡夫とは、それぞれ次の要件を満たす者をいう

（法2①三十、三十一、令11、11の2）。

区分	要件		
	死別・離婚要件 (注1)	扶養親族等要件	所得要件
寡婦	離婚 死別 (生死不明)	①扶養親族又は ②総所得金額等が38万円以下の 生計を一にする子を有すること (注2)	所得制限なし
	死別 (生死不明)	扶養親族や子を有しなくとも よい	合計所得金額が 500万円以下で あること
寡夫	離婚 死別 (生死不明)	総所得金額等が38万円以下の 生計を一にする子を有すること (注2)	

(注) 1 「死別し又は離婚した夫または妻」、「生死が明らかでない夫または妻」にかかる「夫」または「妻」とは、民法上の婚姻関係をいいます。

2 子は、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者に限られる（令11②、令11の2②）。

3 寡婦又は寡夫であるかどうかの判定は、その年12月31日の現況による（法85①）。

4 「合計所得金額」とは、

①純損失、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、③特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額、④土地等に係る事業所得等の金額、⑤分離課税の短期譲渡所得の金額（特別控除前）、⑥分離課税の長期譲渡所得の金額（特別控除前）、⑦分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で、繰越控除の適用前の金額）、⑧株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）、⑨先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用前の金額）、⑩山林所得金額（特別控除後）、⑪退職所得金額（2分の1後）の合計額をいう。

（3）控除額

控除額は、次のとおりである（法81①、措法41の17）

区分		控除額
寡婦 控除	①一般の寡婦 ②以外の寡婦	27万円
	②特別の寡婦 扶養親族である子を有し、 合計所得金額が500万円以下 である寡婦	35万円 (=27万円+8万円)
寡夫控除		27万円

【参考通達番号】

基通2-41、2-42、81-1

未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について（案）

概要

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

1. 子ども関係

事業等名	適用内容
子どものための教育・保育給付費負担金（※1）	利用負担額の決定
児童扶養手当（※2）	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
高等職業訓練促進給付金	給付額の決定
ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用料の決定
児童入所施設措置費等	徴収額の決定
未熟児養育医療費給付事業	徴収額の決定
結核児童療育給付事業	徴収額の決定

（※1）内閣府予算に計上

（※2）養育者及び扶養義務者

2. 障害関係

事業等名	適用内容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法
	利用者負担額の決定
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

3. 健康関係

事業等名	適用内容
難病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	自己負担額の決定
肝炎治療特別促進事業	自己負担額の決定
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	自己負担額の決定
感染症医療費負担金	自己負担額の決定
結核医療費負担金	自己負担額の決定
訪問介護利用被爆者助成事業	適用対象者の決定
ハンセン病療養所退所者給与金	給与金月額の決定
ハンセン病療養所非入所者給与金	給与金月額の決定
特定配偶者等支援金（ハンセン）	支援金月額の決定

- 実施方法 政令又は通知等の改正により、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を実施。
- 実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）。